



日韓間の請求権問題に関する
小坂外務大臣発言要旨

昭和37年3月12日

1. 日本と韓国との請求権問題の交渉は、平和条約の規定に基づいて行なわれるものであることはいうまでもない。

平和条約第4条(a)項の規定によれば、日本が請求権について特別取極を行なうのは、当該第2条地域で現に施政を行なっている当局との間であり、特別取極の対象となるのは、日本側については「日本国及びその国民の財産で当該地域にあるもの、並びにこれら地域の施政を行なっている当局及びそこの住民に対する日本国及びその国民の請求権」であり、他方相手当局側については「日本国におけるこれら当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれら当局及びそこの住民の請求権」である。従つて、上記の規定を現

実の事態に当てはめるならば、日韓两国の間に締結されるべき特別取極の対象は、韓国が現に施政を行なっている南鮮地域における当局すなわち韓国政府と南鮮地域の住民の請求権に限られるのである。なお、この条文では国民と住民とを使いわけている点も注意しておかねばならないと考えられる。

2. 平和条約第4条(b)項では、日本国は朝鮮における「合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認」している。朝鮮における合衆国軍政府は、南朝鮮においてのみ権限を有し、その指令の効力は日本にも北朝鮮にも及び得なかつたものである。従つて、朝鮮における合衆国軍政府法令第33号の効力を日本は平和条約第4条(b)項により承認したが、この処理の効力は、北朝鮮にも日本にも及んでいないことはいりまでもない。また、この法令は没収法令であるので、例えば、韓国

に本店又は主たる事務所のあつた会社の株式についていえば、一国内にある会社の株式没収の効果は、その国の領域外にある当該会社の財産には及ばないとするのが国際法上の確立した原則であり、従つて韓国内にあつた会社の株式没収の効果はその会社の在日財産に及び得ないものである。事実連合国最高司令官によるこれら在日財産の処理は、韓国財産となつたとする立場からは行われず、法令第33号とは全く無関係に整理されたのである。

3. 平和条約第4条については、1957年のいわゆる「米国解釈」が存在する。日韓両国とも、1957年12月31日の合意議事録で、米国解釈に示された見解と同意見であることを明らかにしている。即ち「日本が平和条約第4条(b)項において効力を承認した在韓日本財産の処理は、第4条(a)項に定められている特別取極を考慮するに当つて関連がある」ものであり、しかも、「日韓間の特別取極は韓国内の日本資産を韓国政府が引取つたこと

により日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅し、又は充足されたと認めるべきかの決定を含むこととなり」ということに日韓両国とも同意見であることが表明されている。このことは、日本側に対する韓国側の請求権がいかなる程度まで消滅し又は充足されたと認めるべきかの決定は韓国が一方的に決定すべきことではなく、日韓両国間の交渉で決定されるべきことを表明したことに他ならない。

本件に関連して次の2点を指摘したい。その第一に、戦後韓国側が取得した旧日本財産は莫大なものであることは御承知のとおりであり、ゆえに、韓国側の請求額を上廻るものであること、第二の点は、韓国は第二次大戦中日本との交戦国でもなく、また、平和条約第14条の賠償請求権をも持たないのである。従つて、韓国は米国解釈の考え方を考慮に入れて日本に対する賠償的請求を提出しなかつ

た、よつて、いわゆる米國解釈は既に適用済みであると一方的に主張されることは、日本側としては承服し得ないところである。

更に、ただ今指摘した第2点に関連して、1948年の「米韓協定」により韓国に移転された財産の目録の提出をこの際改めて要望したい。

4. 第4条に掲げられた財産と請求権については、すべて、法律関係と事実関係とが明白に立証されるものでなくては、かかる場合の財産とはいえず、また請求権ともいえないことは明らかである。また、これらの立証責任は請求する側に存することもいうまでもない。ただ、終戦後16年以上も経つた今日、また終戦直後の混乱があり、更には朝鮮動乱のあつた事実を考慮するとき、納得のゆく程度の推定の要素が入つて来ることはやむを得ないだろうと考えるが、本質的には財産といひ、請求権といひ以上法律関係と事実関係

とがともに十分に立証されなければならないことを指摘せざるを得ない。

5. 韓国の請求されている日本に対する既存債権はいずれも円貨建債権であつて、ドルあるいは金約款の付せられていないもののみである。金銭債権に関する原則からして、契約時に債務の内容として定められた円表示の金額は、そのまま今日も妥当とするものであつて、これを変更する何等の根拠も存在しない。従つて韓国側は、事務レベルで、1945年当時の日本円対米ドルレートでの換算、具体的には15円を1ドルとすることを提案されているが、これは日本側として到底承服できない。現に戦後わが国の各国に対する同種の請求権問題処理も、すべて前述した金銭債権の原則によつて解決しているのである。

6. 韓国側の提示された諸請求のうち、南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対するものであつて、事実及び法律關係が明白

に立証されたものについては日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払いの具体的金額を決定するに当つては当然、前に述べた「米国解釈」に従つて、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。

7. 以上要するに、かねて韓国側より請求されていた諸項目のうち、法的根拠ありと認められるものは少なく、またその金額も少額にとどまり、しかもなお「米国解釈」を考慮に入れるならば、その額は、更に少なくなることを明らかにしておきたい。



日韓間の請求権問題に関する
宮川代表発言要旨

昭和37年3月12日

以上申し述べたわが方の基本的立場に立つて、
以下韓国側の具体的請求項目に対する現段階の
考え方を申し上げたい。なお、これは、事務折
衝で両国の見解が開陳された際の日本側の見解
をとりまとめたものと承知されたい。

要綱 1. 地金銀の返還請求に関して、

韓国側は1909年から1945年までに朝鮮銀行を通じて韓国より持出した地金銀の返還を請求しているが、

日本側としては、本件に関する韓国側の請求になんらの法律的根拠を認めることができない。すなわち、朝鮮銀行は朝鮮地域における発券銀行であつたが、同時にその業務の一つとして地金銀の売買を行なうことが規定されており、1909年から1945年の間に同銀行を通じて持出された地金銀は通常の商業取引として正当な代価を支払い、適法に買取られたものである。また、地金銀の売買価格は日本内地であると朝鮮であるとを問わず、同一適正価格で行なわれていたものである。

韓国側は、更にまた朝鮮銀行の発券準備として地金銀を持たねばならなかつたという議論も行なつたが、朝鮮銀行の発券準備は地金銀でなくとも良かつたというのが朝鮮銀行法の定める

ところであつた。

また、上記立法趣旨そのものを云々されるのであれば、もはや法的請求権の範囲を超えたものと解さざるを得ない。

以上の如く、日本側としては、韓国側が本件地金銀に関し、返還を要求される法的根拠は全然認められない。

要綱 2. 逋信局関係に關して、

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行なわれていた郵便貯金残高と朝鮮簡易生命保険郵便年金特別会計の大蔵省預入金とのうち韓国人分の支払いを請求しているが、

韓国側請求の趣旨は一応理解できるが、韓国人分をどのように推定するかについては、日本側としては事務折衝において当方が説明したように更に慎重な配慮を要すると考えられる。

なお、その余の請求については、日本側として異論があり、応じられない。

要綱 4 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求
に関して、

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店または
主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を
要求しているが、

日本側としては、韓国側が主張している、こ
れらの法人が法制上、当初から韓国法人であつ
たという立場に立つ在日財産の請求は、法理上
全く問題にならないと考える。また仮りに米軍
令 33 号を理由とする請求として考えても日本
側に返還すべき理由はない。すなわち、連合国
最高司令部の閉鎖機関令によつて閉鎖清算され
た機関、すなわち、朝鮮銀行ほか 3 社及び S C
A P I N / 9 6 5 号によつて閉鎖清算された在
外会社 / 8 8 社に関して、これら会社の財産の
うち / 9 4 5 年 / 2 月 6 日現在、韓国に存在し
たものに関しては、米軍令 33 号により所屬が
変更されたことを認めているが、同軍令の効果
は既に総論で述べたように在鮮米軍の管轄地域

外には及び得ない以上、これら会社の在日財産には及び得ないものである。

このことは上述の閉鎖機関令及びSCAPIN/765号のいずれもが、米軍令33号に関係なく、在日財産に関する処理を規定していることから明らかである。

~~もつとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。~~

要綱 5 の (1) 日本有価証券に関して、

韓国側は日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては、韓国側が無記名ないし無登録の債券の現物を保持しているものについては、~~その引渡しを条件として支払いを考慮できるが、~~登録債の内、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについてはともかくとしても、それ以外のものは米軍令 33 号の効力も及びえないとの見地から請求に応じがたい。

要綱 5 の (2) 日本系通貨に関して、

韓国側は、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行なっているが、

日本側としては、~~日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できる~~。焼却分については日本銀行員が焼却に立会った分で流通過程にあつたものについては考慮するが、それ以外のものは資料の確認が不可能であり、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払いは認められない。

要綱 5. の (3) 韓 国 人 労 務 者 等 の 未 収 金 に 関 して、
韓 国 側 は 韓 国 人 軍 人 軍 属 労 務 者 等 の 未 払 俸 給、
賃 金、年 金、手 当 等 の 未 収 金 を 請 求 し て い る が、
日 本 側 と し て は、韓 国 人 分 未 収 金 の 確 認 に 努
め て い る。

要綱 5. の (4) の a 集団移入韓国人労働者の補償
金に関して、

韓国側は、日本に強制徴用された労働者につ
き生存者、死亡者、負傷者それぞれ一定の補償
を請求しているが、

日本側としては、昭和14年以來、昭和20
年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後
には国民徴用令により相当数の朝鮮人労働者が
集団移入された事実は認めるが、これらの労働
者は、日本人として内地に渡来し、内地人とと
もに勤労したもので、これに対し日本側として、
韓国側要求のような補償金を支払う法律的根拠
がない。また、これら労働者の中で勤労契約期
間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際
見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われて
いたものであり、日本側として、重ねて何らか
の措置を講ずる法的根拠はないと考える。

11

要綱 5 の (4) の b 朝鮮人軍人軍属に対する補償
金に関して、

韓国側は、韓国人の旧軍人軍属に対して前項徴
用労務者の場合と同様の補償の請求を行なつ
ているが、

日本側としては、これら軍人軍属に対する補
償金の支払は実定法上極めて困難である。すな
わち、軍人に対する恩給は、連合国最高司令官
の命令により昭和 27 年 1 月以降停止され、ま
た、軍属に対する諸措置も同時に停止された。
平和条約発効後に、軍人軍属に対し戦傷病者戦
没者遺族等援護法の制定及び軍人恩給の復活が
あつたが、これらに基づく援護ないし恩給支給
は日本国籍保持者に限られているため、韓国人
軍人軍属はこれらの対象となりえないわけであ
る。

要綱 5 の (5) の a 韓 国 人 恩 給 の 請 求 に 関 して、
韓 国 側 は、終 戦 時 の 既 裁 定 分 の ほ か 未 裁 定 分
を 含 め た 恩 給 の 20 年 分 請 求 し て い る が、
日 本 側 と し て は、戦 前 国 庫 が 負 担 し て い た 分
に つ い て は、未 裁 定 者 を も 含 め た 受 給 権 者 に 対
し て ~~平 和 条 約 発 効 ま で の 分 を 支 払 う こ と は 考 慮
で き る。~~

要綱 5. の (5) の b 帰国韓国人寄託金に関して、

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券および朝連の寄託金を請求しているが、

日本側としては、~~税関寄託金および未決済鮮銀券~~については支払を考慮できるが、朝連へ寄託したとする分については、その支払は不可能である。